

京都市告示第181号

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）道路を変更したので、法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

平成19年 8月 6日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 道路の名称

3・4・102号三栖淀線、3・4・103号横大路淀線及び3・4・114号横大路公園通

2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

伏見区横大路千両松町、横大路松林、納所下野、納所薬師堂、納所町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

（都市計画局都市企画部都市計画課）